三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及びむつ土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事　木　村　守　男

一　明神川端一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱三号と標柱四号を結ぶ線は国道三三八号線左側官民地境界線とし、標柱九号と標柱十号を結ぶ線は普通河川明神川右岸官民地境界線とし、標柱十一号と標柱十二号を結ぶ線は国道三三八号線左側官民地境界線とし、標柱一号と標柱十二号を結ぶ線は村道白糠赤岩神社線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

| 標柱番号 | 市町村名 | 大字名 | 字名 | 地番 |
|---|---|---|---|---|
| 一 | 下北郡東通村 | 白糠 | 明神ノ上、明神川端 | 国調筆界未定 |
| 二 | 〃 | 〃 | 明神ノ上 | 五の三 |
| 三 | 〃 | 〃 | 明神ノ上、明神川端 | 国調筆界未定 |
| 四 | 〃 | 〃 | 〃 | 国調筆界未定 |
| 五 | 〃 | 〃 | 〃 | 国調筆界未定 |
| 六 | 〃 | 〃 | 明神ノ上 | 七の二〇 |
| 七 | 〃 | 〃 | 〃 | 国調筆界未定 |
| 八 | 〃 | 〃 | 〃 | 国調筆界未定 |
| 九 | 〃 | 〃 | 〃 | 国調筆界未定 |
| 十 | 〃 | 〃 | 明神川端 | 五 |
| 十一 | 〃 | 〃 | 〃 | 四の一二 |
| 十二 | 〃 | 〃 | 〃 | 二の二 |

二　小沢五号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

| 標柱番号 | 市町村名 | 大字名 | 字名 | 地番 |
|---|---|---|---|---|
| 一 | 下北郡脇野沢村 | 小沢 | 稲平 | 二四の一 |
| 二 | 〃 | 〃 | 〃 | 一九九 |
| 三 | 〃 | 〃 | 〃 | 一九七 |
| 四 | 〃 | 〃 | 〃 | 三 |
| 五 | 〃 | 〃 | 小沢 | 五一 |
| 六 | 〃 | 〃 | 稲平 | 一の三 |

## 青森県告示第百二十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事　木　村　守　男

第三号の表中

「株式会社第一勧業銀行青森支店　青森市新町二丁目
株式会社富士銀行青森支店　青森市本町一丁目」を

「株式会社みずほ銀行青森支店　青森市新町二丁目
株式会社みずほ銀行青森中央支店　青森市本町一丁目」に改め、

「とうほく天間農業協同組合尾鮫出張所　上北郡六ヶ所村大字尾鮫
とうほく天間農業協同組合馬門出張所　上北郡野辺地町字家ノ上」、

「とうほく天間農業協同組合天間出張所　上北郡天間林村大字天間舘
とうほく天間農業協同組合榎林出張所　上北郡天間林村大字榎林」及び

「はちのへ漁業協同組合　八戸市大字湊町」を削る。

## 公　告

### 県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、横浜地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

青森県知事　木　村　守　男

一　縦覧に供する書類
　土地改良事業計画書の写し
二　縦覧の期間
　平成十四年三月二十六日から同年四月二十二日まで
三　縦覧の場所
　横浜町役場

## 出　先　機　関

### 土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平内町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年三月二十五日

東地方農林水産事務所長　山　口　忠　久

| 役員の区別 | 氏　名 | 住　所 | 退任の年月日 |
|---|---|---|---|
| 理事 | 宿野部重雄 | 東津軽郡平内町大字浅所字浅所四〇 | 平成一四・三・一五 |

### 建設工事の請負契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年三月二十五日

十和田土木事務所長　原　田　邦　治

一　競争入札に付する事項
　1　工事番号　債第三―二一号
　2　工事名　国道一〇三号道路改良工事
　3　工事場所　上北郡十和田湖町大字宇樽部地内
　4　工　種　土木一式工事
　5　工　期　平成十七年三月十日まで
　6　工事の概要
　　施工延長　一、一四五・〇メートル
　　トンネル工　六八五・〇メートル
　　坑門工　二・〇箇所
　　舗装工　一、一四五・〇メートル
　7　予定価格（消費税及び地方消費税を含む）　「三十三億七千九百十万円」
二　競争入札に参加する者に必要な資格
　次の各号に該当することについて、あらかじめ、三に定めるところにより審査を受けた共同企業体であること。
　1　共同施工方式（甲型共同企業体）の特定共同企業体であること。
　2　政令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。
　3　青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
　4　各構成員が青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平

成二年三月青森県規則第十八号）第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者であること。

5　土木一式工事の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評点が、共同企業体の代表者にあっては一、四〇〇点以上、第一構成員にあっては一、二〇〇点以上、その他の者にあっては八五〇点以上であること。

6　過去十年間に代表者が同種の建設工事（工事種別トンネル（ＮＡＴＭ）で、かつ、契約金額二十七億円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二〇パーセント以上の場合に限る。

7　各構成員が次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で設置できること。

㈠　一級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㈡　監理技術者にあっては監理技術者資格証を有する者であること。

8　構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

9　各構成員の出資比率が、各構成員の均等割とした場合の出資比率の十分の六に相当する比率以上であること。

10　代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。

11　代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。

12　構成員の数が五であること。

13　構成員が、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から、開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

三　資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

1　提出期限　平成十四年四月四日（持参に限る。）

2　提出部数等　一部

表に住所及び商号又は名称を記載し、切手八十円分を貼付した返信用封筒（長形三号）を一通添付すること。

3　提出場所　十和田市西十二番町二〇の一二

十和田土木事務所総務課

4　その他

㈠　申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。

㈡　資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

㈢　二に定める資格を認められなかった者（共同企業体の方法による場合は、代表者）は、㈡の通知を受けた日の翌日から七日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面を持参することにより、その理由の説明を求めることができる。

㈣　提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

四　入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

1　入札説明書の交付

㈠　期　間　平成十四年三月二十五日から同年四月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時四十五分まで

㈡　場　所　十和田市西十二番町二〇の一二

十和田土木事務所総務課

㈢　交付の方法　入札説明書の交付を希望する者は、㈠の期間内に十和田土木事務所総務課に直接申し込むこと。

2　設計図書の縦覧

㈠　期　間　平成十四年三月二十五日から同年五月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時四十五分まで

㈡　場　所　十和田市西十二番町二〇の一二

十和田合同庁舎三階縦覧室

㈢　貸与等　入札参加希望者は、設計図書の貸与を受け、㈠の期間内に入札説明書記載の場所において実費により複写することができる。

3　その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成十四年四月十七日までに、書面により、十和田土木事務所に提出すること。

五　入札及び開札の日時及び場所

1　日　時　平成十四年五月八日　午後一時三十分

2　場　所　十和田市西十二番町二〇の一二

十和田合同庁舎三階Ｅ会議室

3　その他　郵便による入札を希望する場合は、入札書に一般競争入札参加資格審

査結果通知書の写し及び工事費内訳書を同封の上、配達証明付書留郵便により平成十四年五月七日午後四時四十五分までに十和田土木事務所に到着するよう郵送すること。

六　入札執行回数

原則として一回を限度とする。

七　入札保証金及び契約保証金

1　入札保証金　免除する。

2　契約保証金　契約金額の十分の一以上の金額を納付するものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。

(一)　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(二)　契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

3　前項の契約保証金の納付は、国債又は地方債のほか、次に掲げる有価証券等を担保として提供させることによってこれに代えることができる。

(一)　政府の保証のある債券

(二)　金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(三)　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第一項第九号に規定する債券

(四)　銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

八　契約の締結

1　落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。

2　落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

九　落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

十　入札条件

1　財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

2　入札に参加する者が一名のときは、入札を行わないこととする。

十一　入札書記載金額等

1　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備　考　入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

十二　その他

1　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

2　入札の無効　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3　交渉の有無　無

4　契約書作成の要否　要

5　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

6　一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加　青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第五条第一項の規定による一般競争入札に参加する資格があることの認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時において、二に定める資格を有していなければならない。

7　配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

8　その他　詳細は入札説明書による。

十三　調達担当部局名及び所在地

1　名　称　十和田土木事務所総務課
2　住　所　十和田市西十二番町二〇の一二
　　電　話　〇一七六―二三―四三一一

Summary
1 Subject matter of the contract : Construction work of National Route 103 Road Improvements
2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:45P.M. April 4.2002
3 Time-limit for the submission of tenders : 1:30P.M. May 8.2002 (tenders submitted-by mail 4:45p.m. May 7.2002)
4 Contact point for tender documentation: Prefectural Towada Pubric Works Office 20-12 Nishijuunibanchou,Towada-shi,Aomori 034-0093 JAPAN
TEL 0176-23-4311

## 選挙管理委員会

### 青森県選挙管理委員会告示第五号

平成十四年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長　田　中　正　三

一　県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
　　二三、八八三　人

二　県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
　　三九八、〇四五　人

三　県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

| 選挙区名 | 三分の一の数 | 選挙区名 | 三分の一の数 |
|---|---|---|---|
| 東津軽郡 | 九、〇二〇人 | 青森市 | 七九、四九九人 |
| 西津軽郡 | 一八、三八五人 | 弘前市 | 五二、二四七人 |
| 南津軽郡 | 二六、二四九人 | 八戸市 | 六三、八七六人 |
| 北津軽郡 | 一七、二八一人 | 黒石市 | 一〇、五三九人 |
| 上北郡 | 三〇、九七〇人 | 五所川原市 | 一三、三五二人 |
| 下北郡 | 一〇、七〇二人 | 十和田市 | 一六、六五〇人 |
| 三戸郡 | 二四、七〇六人 | 三沢市 | 一一、二七八人 |
| | | むつ市 | 一三、二九七人 |

# 正誤

| 発行年月日発行番号 | 区分 | 番号 | ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成一〇・一〇・二六号外第八〇号 | 告示 | 第七二四号 | 五 | 下 | 二六 | を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図七のとおり） | を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（図面は別図七のとおり）<br>3　存続期間<br>平成十年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで |
| 平成一三・一〇・三一号外第九三号 | 告示 | 第五八一号 | 五 | 下 | 一四 | 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで<br>別図二を次のように改める。 | 平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで<br>第四号の3を次のように改める。<br>3　存続期間<br>平成十三年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで<br>別図二を次のように改める。 |

自然保護課

| 発行所・発行人 | 印刷所・販売人 |
|---|---|
| 青森市長島一丁目一番一号<br>青　森　県 | 青森市古川二丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |

（毎週月・水・金曜日発行）　定価小口一枚ニ付十七円八十五銭